

報告第 77 号

平成 16 年 2 月 4 日承認

福祉保健部会介護保険分科会の事務事業調整方針について

福祉保健部会介護保険分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 16 年 2 月 4 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

報告第77号

協 議 会 報 告 項 目

福 祉 保 健 部 会

介護保険分科会 8-6

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
8 - 6 - 1	認定申請等受付	5/1			5/8	
8 - 6 - 2	主治医意見書依頼・取得事務	5/1			5/8	
8 - 6 - 3	認定調査委託事務	5/1			5/8	
8 - 6 - 4	コンピュータによる一次判定	5/1			5/8	
8 - 6 - 5	介護認定審査会	8/7			8/20	
8 - 6 - 6	認定結果通知事務	5/1			5/8	
8 - 6 - 7	苦情対応	5/1			5/8	
8 - 6 - 8	相談受付	5/1			5/8	
8 - 6 - 9	介護認定審査会委員研修会	5/1			5/8	
8 - 6 - 10	認定調査員研修会	5/1			5/8	
8 - 6 - 11	介護認定審査会担当課長・担当者会議	5/1			5/8	
8 - 6 - 12	事務費交付金	5/1			5/8	
8 - 6 - 13	国・県介護給付費負担金	5/1			5/8	
8 - 6 - 14	調整交付金	5/1			5/8	
8 - 6 - 15	支払基金交付金	5/1			5/8	
8 - 6 - 16	介護給付費一般会計繰入金	5/1			5/8	
8 - 6 - 17	介護保険の趣旨普及	5/1			5/8	
8 - 6 - 18	介護保険の被保険者の資格管理	5/1			5/8	

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
8 - 6 - 19	介護保険の被保険者証の交付	5/1			5/8	
8 - 6 - 20	介護保険料賦課徴収事務	8/29			9/13	協議会協議項目 (12/4確認)
8 - 6 - 21	介護保険料の収納管理・口座振替	5/1			5/8	
8 - 6 - 22	介護保険料の滞納整理	5/1			5/8	
8 - 6 - 23	介護保険料の減免・徴収猶予	8/7			8/20	
8 - 6 - 24	第1号被保険者保険料還付金	5/1			5/8	
8 - 6 - 25	給付制限	5/1			5/8	
8 - 6 - 26	介護保険給付費通知	5/1			5/8	
8 - 6 - 27	サービス計画給付	5/1			5/8	
8 - 6 - 28	居宅介護サービス等給付	5/1			5/8	
8 - 6 - 29	施設介護サービス等給付	5/1			5/8	
8 - 6 - 30	介護保険の標準負担額の減免	5/1			5/8	
8 - 6 - 31	高額介護サービス	5/1			5/8	
8 - 6 - 32	福祉用具購入費	5/1			5/8	
8 - 6 - 33	住宅改修費	5/1			5/8	
8 - 6 - 34	社会福祉法人等利用者負担減免	5/1			5/8	
8 - 6 - 35	審査支払事務手数料	5/1			5/8	
8 - 6 - 36	財政安定化基金拠出金	5/1			5/8	

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
8 - 6 - 37	介護給付費準備基金積立事業	5/1			5/8	
8 - 6 - 38	第三者行為求償事務	5/1			5/8	
8 - 6 - 39	介護保険事業計画	8/7			8/20	
8 - 6 - 40	苦情相談	5/1			5/8	
8 - 6 - 41	介護支援専門員協議会及びサービス提供事業者組織の育成・連携	5/1			5/8	
8 - 6 - 42	高額介護サービス費貸付事業	5/1			5/8	
8 - 6 - 43	介護認定等に係る情報提供	5/1			5/8	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	介護保険分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 認定申請等受付	・要介護認定を受けようとする被保険者の申請を書面審査及び内容審査の上、受け付ける。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
2 主治医意見書依頼・取得事務	・被保険者の主治の医師に対し、身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき書面にて意見を求める。(様式・手数料…全国共通)	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
3 認定調査事務	・要介護認定申請に係る被保険者を面接し、心身の状況、環境等について調査をする。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
・面接方法	・指定居宅介護支援事業者等に委託(様式・調査員有資格者…全国共通)	・市職員及び指定居宅介護支援事業者等への委託により実施する。	・町職員及び指定居宅介護支援事業者等への委託により実施する。(様式・調査員有資格者…全国共通) ・平成15年度からは新規と変更以外は社会福祉協議会へ委託する。	・施設入所者は職員と嘱託職員が調査。居宅は事業者委託	・新規、変更、遠方施設は職員。更新は事業者委託。	・町職員及び指定居宅介護支援事業者等への委託により実施する。
4 コンピュータによる一次判定	指定居宅介護支援事業者等から提出された調査の結果をコンピュータに入力し、一次判定を行う。(1日当たりの要介護認定基準時間による要介護度の判定…全国共通)	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 現行のまま新市に引き継ぐ。 3. 現行のまま新市に引き継ぐ。 4. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
広 域 連 合				
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	・認定調査(訪問調査)は、社会福祉協議会を中心とした委託方式とする方向で調整する。
・在宅は職員・事業者委託	・同左	・同左	・同左	
・施設入所者は、広域連合職員が面接 遠方施設は当地の事業者へ委託	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	介護保険分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
5 介護認定審査会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に設置義務。 ・資料(認定調査票のコンピュータによる一次判定と特記事項・主治医意見書)を郵送(一週間前)。 ・介護保険の対象か、また、介護の程度を判定。 ・当該審査会を開催するとともに事務局として出席、記録。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定審査会設置状況 津市と安芸郡4町村と協同設置 <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 100名 ・合議体数 20 ・年間開催回数 240回 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 <ul style="list-style-type: none"> ・認定審査会設置状況 久居市単独 <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 16名 ・合議体数 4 ・年間開催回数 70回 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 <ul style="list-style-type: none"> ・津市に同じ <ul style="list-style-type: none"> ・津市に同じ ・津市に同じ ・津市に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 <ul style="list-style-type: none"> ・同左 <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 <ul style="list-style-type: none"> ・同左 <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 <ul style="list-style-type: none"> ・同左 <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左
6 認定結果通知事務	<ul style="list-style-type: none"> ・認定審査会からの通知結果を、被保険者に通知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
7 苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険全般に関する処分に対する苦情に対応。 ・県に設置されている介護保険審査会からの通知や裁決に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
8 相談受付	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険全般に関する相談に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	5. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 6. 現行のまま新市に引き継ぐ。 7. 現行のまま新市に引き継ぐ。 8. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構	成	市	町	村	の	現	況	
	香良洲町		一志町		白山町		美杉村	調整の具体的内容
	広 域 連 合							
・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・認定審査会は新市で設置する。 ・委員については、現行委員を新市として引き継ぐ方向で調整する。
・認定審査会設置状況 一志郡6町村(香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村、三雲町)で設置(広域連合)	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	
・委員数 38名	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	
・合議体数 3	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	
・年間開催回数 150回	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	介護保険分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
9 介護認定審査会委員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体は都道府県。 ・市においても、より公平・公正な審査判定を実施するために適宜、研修する。 	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 津市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町介護認定審査会。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 久居市介護認定審査会。 	・津市に同じ	・同左	・同左	・同左
10 認定調査員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体は都道府県。 ・市においても、より公平・公正な審査判定を実施するために、適宜、研修する。 	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
11 介護認定審査会担当課長・担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・認定審査会の運営等についての協議(津市、安芸郡4町村)。 	—	・津市に同じ	・同左	・同左	・同左
	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 年間5～6回開催。 	—	・津市に同じ	・同左	・同左	・同左
12 事務費交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定等の事務費は、介護保険に固有の新たな事務であることから、2分の1相当額が事務費交付金として交付される。 	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9. 現行のまま新市に引き継ぐ。 10. 現行のまま新市に引き継ぐ。 11. 廃止の方向で調整する。 12. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
広域連合				
・同左 ・実施主体 広域連合	・同左 ・実施主体 広域連合	・同左 ・実施主体 広域連合	・同左 ・実施主体 広域連合	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・介護保険事業運営全般について協議(一志郡6町村)。 ・開催回数 課長会議…年間2～3回 担当者会議…月1回以上	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会			
関係項目		分科会	介護保険分科会			
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
13 国・県介護給付費負担金	・介護給付費及び予防給付に要する費用の額の、国は100分の20、県は100分の12.5に相当する額が交付される。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
14 調整交付金	国が負担する25%のうち、20%相当分は各市町村の標準給付費額に対して定率で交付されます。残りの5%相当分は、市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を是正するために交付される。対象となるのは、①後期高齢者加入割合(要介護リスクの高い75歳以上の被保険者が第1号被保険者総数に占める割合)と、②所得段階別の第1号被保険者の分布状況(第1号保険料の所得段階別被保険者数の構成割合)の違いによる基準額の格差	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
15 支払基金交付金	第2号被保険者の保険料にあたる分は、社会保険診療報酬支払基金から介護給付費交付金として交付されます。介護給付費交付金は各市町村について、その年度の実績としての標準給付費(介護給付・予防給付の合計費用)額に基づき算定されます。第2号被保険者負担率は、全国レベルでの第2号被保険者の全被保険者に対する割合を2分の1を基準として、3年ごとに設定され、平成12年度～14年度は33%となっています。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
16 介護給付費一般会計繰入金	介護給付及び予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50%が公費でまかなわれる。その内訳は、国が25%、県・市がそれぞれ12.5%となっている。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	13. 現行のまま新市に引き継ぐ。 14. 現行のまま新市に引き継ぐ。 15. 現行のまま新市に引き継ぐ。 16. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
広域連合				
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	介護保険分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
17 介護保険の趣旨普及	・制度啓発用パンフレット等送配布	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
	・介護保険のしおり(被保険者証送付時)	・同左	—	・津市に同じ	・同左	・同左
	・納付書送付時同時リーフレット(保険料の説明)	・同左	・リーフレット(保険料の説明)	・津市に同じ	・同左	・同左
	・窓口等啓発用パンフレット	・同左	・同左	—	・同左	・同左
	・制度説明会用パンフレット	・同左	・同左	—	—	・同左
	・市政だより特集号(折込)	・同左	—	—	・同左	—
	・サービス事業者・施設紹介冊子	・同左	・サービス事業者・施設紹介パンフレット	—	—	—
—	—	—	—	—	—	
18 介護保険の被保険者の資格管理	・被保険者の異動届	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
	・住所地特例者	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
	・他市町村住所地特例者	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
	・施設入退所者	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
	・適用除外施設入所者	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
	・外国人の適用等の資格の管理	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
19 介護保険の被保険者証の交付	・65歳到達者・転入者・転居者・再交付申請者に対して被保険者証の交付	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	17. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時) 18. 現行のまま新市に引き継ぐ。 19. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
広 域 連 合				
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
—	—	—	—	
・広報(町村・連合)	・同左	・同左	・同左	
・河芸町に同じ	・同左	・同左	・同左	
・住宅改修実務解説書	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会			
関係項目		分科会	介護保険分科会			
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
20 介護保険料賦課徴収事務 ※協議会協議項目	○保険料賦課 ○保険料調定 ○所得申告(簡易申告) ○転入者所得状況照会 ○保険料徴収 ○介護保険料(第1号被保険者(65歳以上)基準額) 40,010円	・同左 34,764円	・同左 45,312円	・同左 35,940円	・同左 45,600円	・同左 36,240円
21 介護保険料の収納管理・口座振替	○保険料の徴収 ○生活保護受給者に係る代理納付 ○口座振替 保険料口座振替依頼書 保険料口座振替開始通知書 保険料口座振替フロッピーディスク作成 口座振替結果情報のシステム登録 保険料口座振替済通知書 保険料口座振替不能通知 ○日計消し込み	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
22 介護保険料の滞納整理	介護保険制度の説明及び介護保険料の納付指導。 普通徴収の被保険者には口座振替の利用推進。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
23 介護保険料の減免・徴収猶予	・第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財、又は財産について著しい損害を受けた場合、又は、死亡、疾病等により収入が著しく減少した場合等で、保険料の納付が困難になった場合、納付義務者からの申請により、保険料の減免・徴収を猶予することができる。	・同左	・同左	・平成15年度から独自減額を実施。	・津市に同じ	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調 整 の 内 容		20. 現行のまま新市に引き継ぐ。 21. 現行のまま新市に引き継ぐ。 22. 現行のまま新市に引き継ぐ。 23. 津市・久居市等の例により調整する。(合併と同時)				
構 成	市	町	村	の 現 況	調整の具体的内容	
香良洲町	一志町	白山町	美杉村			
広 域 連 合						
・同左 34,080円	・同左 34,080円	・同左 34,080円	・同左 34,080円		・現在の介護保険事業計画を現行のまま新市に引き継ぐことから、第1号被保険者の保険料については、不均一賦課によることとし、現行計画の終了(平成17年度)まで現行のとおりとする。その後新市として平成18年度からの3年間の計画を策定し、新料金を調整する。	
・同左	・同左	・同左	・同左			
・同左	・同左	・同左	・同左			
・津市に同じ ・平成15年度から実施する独自減額 前年の収入金額合計が466千円以下の者で次の条件のいずれにも該当する者。 ①すべての世帯員の前年所得金額がないこと。 ②本年度分の住民税が課されている者と生計を共にしていないこと ③医療保険の被扶養者になっていないこと ④本年度分の住民税が課されている者の税法上の被扶養者のいないこと ⑤自助努力しても、なお生活が困窮していること	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左			

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	介護保険分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
24 第1号被保険者保険料還付金	<p>・保険料の過誤納付が発生した場合、還付又は充当の処理を行う。保険料の過誤納は被保険者の死亡、転出、二重納付等により発生する。特別徴収される被保険者が死亡した場合は必ず還付が発生する。その還付先は遺族又は年金保険者になる。還付が発生したら、保険料還付通知書と保険料還付請求書を送付する。</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>
25 給付制限	<p>・第1号被保険者である要介護被保険者等が、納付期限から1年以内に保険料を納付しない場合、その被保険者証に現物給付ができない旨の記載(「支払方法変更」)をする。法的には、当該被保険者に対して被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載を行うこととされているが、現実的には認定の更新の際に、これを行うことになる。要介護認定者が納期から1年6月以内に保険料を納付しない場合は、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止める。差し止めを行っても、なお滞納がある場合は、あらかじめ当該要介護認定者等に通知し、保険給付額から滞納保険料額を控除することができる。 保険料徴収権消滅による給付制限 要介護認定の際、当該期間に応じて一定の期間、保険給付額の減額(100分の70)を行うとともに、高額介護サービスの支給を行わない旨の記載(「給付額減額等」)をする。</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	24. 現行のまま新市に引き継ぐ。 25. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構	成	市	町	村	の	現	況		
香良洲町			一志町		白山町		美杉村	調整の具体的内容	
		広		域		連		合	
・同左			・同左			・同左			
・同左			・同左			・同左			

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	介護保険分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
26 介護保険給付費通知	<p>・医療保険において既に実施している利用者に対する給付費通知を介護保険においても実施し、保険者に請求された介護給付費の内容と利用者自身のサービスの実績とを比較することでその整合性を確認し、また、事業者への注意を促す。</p>	-	<p>・津市に同じ(予定)</p>	<p>・同左(予定)</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左(予定)</p>
27 サービス計画給付	<p>要支援・要介護者が指定居宅介護支援事業者の行う居宅介護支援を受けたときは、居宅介護(支援)サービス計画費が支給されます。支給額は、基準額の全額で指定居宅介護支援介護給付費単位数表で算定した単位数に1単位の単価10円を乗じた額です。実際の費用が基準額を下回る場合は、実際の費用の全額となります。居宅介護(支援)サービス計画費は、計画作成をうける旨をあらかじめ市町村に届け出て、被保険者証を提示してサービスを受けることで、事業者に直接支払われる現物給付となります。届け出は、居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書に被保険者証を添付して行います。被保険者証に事業者の名称が記載されます。介護サービス計画の作成等の費用は、全額が原則として現物給付されます。</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	26. 津市・美里村の例により調整する。(合併と同時) 27. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構	成	市	町	村	の	現	況	
香良洲町			一志町		白山町		美杉村	調整の具体的内容
広		域		連		合		
-								
・同左			・同左				・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	介護保険分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
28 居宅介護サービス等給付	<p>・要介護者が在宅サービスをうけたときは、費用の9割が居宅介護サービス費等として支給され、自己負担は原則として1割となります。居宅介護サービス費等は、要介護度やサービス区分に応じた支給限度額の範囲内でうけます。特定の福祉用具の購入費や住宅改修については、9割の払い戻しがうけられます。</p>	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
	<p>・代理受領方式による現物給付介護サービス費は、原則として事業者に直接支払われるので、利用者は費用の1割負担してサービスをうける。</p>	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
	<p>・償還払い 利用者が費用の全額をいったん支払い、後で市町村から保険給付分の払い戻しをうける。</p>	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
29 施設介護サービス等給付	<p>介護保険施設に入所している要介護者に対して施設介護サービス費を支給する。施設介護サービス費は国保連を通して施設に支払われ、要介護者にはサービスが現物給付される。 支給額は、①食費を除く介護サービス費用の基準額の9割と、②食費の基準額から標準負担額を差し引いた額の合計。</p>	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	28. 現行のまま新市に引き継ぐ。 29. 現行のまま新市に引き継ぐ。				
構 成	市	町	村	の 現 況	調整の具体的内容
香良洲町	一 志 町		白 山 町	美 杉 村	
広 域 連 合					
・同左	・同左		・同左	・同左	
・同左	・同左		・同左	・同左	
・同左	・同左		・同左	・同左	
・同左	・同左		・同左	・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	介護保険分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
30 介護保険の標準負担額の減免	被保険者の所得やその属する世帯の市民税課税状況により、被保険者からの申請に基づいて、施設サービスにおける食事の標準負担額を減額する事ができる。 認定を受けている者には、当該認定に係る認定証を交付する。 (1)一般 780円 (2)市町村民税世帯非課税者 500円 (3)老齢福祉年金受給権者で、市町村民税世帯非課税者・被保護者 300円…1日	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
31 高額介護サービス	要介護者等が1ヶ月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときは、要介護者には高額介護サービス費として、要支援者には高額居宅支援サービス費として、超えた分が申請により払い戻される。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
32 福祉用具購入費	在宅の要介護者等が、入浴や排せつに用いる福祉用具等の一定のもの(特定福祉用具)を購入したとき、申請により年間10万円(実際の購入費)を限度として、購入費用の9割を支給する。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
33 住宅改修費	在宅の要介護者等が、手すりの取付等の一定の住宅改修を行った場合に、申請により原則1住宅につき20万円(改修費用)を限度として改修費用の9割を支給する。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	30. 現行のまま新市に引き継ぐ。 31. 現行のまま新市に引き継ぐ。 32. 現行のまま新市に引き継ぐ。 33. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
広域連合				
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	介護保険分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
34 社会福祉法人等利用者負担減免	介護福祉施設サービス・訪問介護・通所介護・短期入所生活介護といった介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、市民税非課税世帯に属し高齢福祉年金を受給しているか、利用者負担が減額されなければ生活保護が必要となる要介護者および収入412千円以下の者等(旧措置入所者等の一部の条件を除く)に対して利用者負担額の減額を行う。 当該社会福祉法人に対して実績に伴い所要の助成を行う。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
35 審査支払事務手数料	国保連が行う審査支払事務に関する手数料の支払いを行う。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
36 財政安定化基金拠出金	県が設置する財政安定化基金へ拠出する。負担割合は国・県・市で1/3ずつ。財源は第1号保険料で賄う。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
37 介護給付費準備基金積立事業	・基金に、介護給付費に必要な財源に充てる保険料等について見込まれる剰余金の範囲内で津市介護保険事業特別会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。 ・基金名：津市介護給付費準備基金	・同左 ・基金名：久居市介護給付費準備基金	・同左 ・基金名：河芸町介護給付費準備基金	・同左 ・基金名：芸濃町介護給付費準備基金	・同左 ・基金名：美里村介護給付費準備基金	・同左 ・基金名：安濃町介護給付費準備基金
38 第三者行為求償事務	第三者行為に係る求償事務は、保険者からの委任により国保連が行う。発生した場合には、関係書類を整え、国保連に委任する。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	34. 現行のまま新市に引き継ぐ。 35. 現行のまま新市に引き継ぐ。 36. 現行のまま新市に引き継ぐ。 37. 現行のまま新市に引き継ぐ。 38. 現行のまま新市に引き継ぐ。			
構 成 市 町 村 の 現 況				
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	調整の具体的内容
広 域 連 合				
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・基金名：一志地区広域連合介護給付費準備基金	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	介護保険分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
39 介護保険事業計画	サービスの確保・円滑な提供等を実現させるため ①各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み ②①の見込み量確保のための方策 ③事業者間の連携確保に関する事業等 ④その他保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項を盛り込んだ事業計画を策定する。	・同左	・同左	・同左 ・14年度は既存の運営協議会を策定委員会として運用し策定を行う。	・同左	・同左
40 苦情相談	・被保険者からのサービス提供に係る苦情を処理する。第一次的な窓口として、事業者等に対する調査・指導・助言を行う。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
41 介護支援専門員協議会及びサービス提供事業者組織の育成・連携	津安芸介護支援専門員協議会及びサービス提供事業者組織の育成・連携	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
42 高額介護サービス費貸付事業	— —	— —	・高額介護サービス費の支給対象となる被保険者の属する世帯の世帯主に対し、高額介護サービス費相当額以内の額を貸し付ける。 ・月額20万円を限度	・同左 貸付基金設置 100万	・同左 ・月額100万円を限度	— —
43 介護認定にかかる情報提供	介護保険に関連する資料を支援事業者等に提供し、最適な介護サービス計画の作成と良質な介護サービスの受給を促す。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	39. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 40. 現行のまま新市に引き継ぐ。 41. 現行のまま新市に引き継ぐ。 42. 廃止の方向で調整する。 43. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
広域連合				
・同左	・同左	・同左	・同左	・第2期事業計画を1年残しての合併となるため、合併後の1年間(平成17年度末まで)、旧市町村の計画を継承した新市の事業計画を策定する。
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	
—	—	—	—	
—	—	—	—	
・同左	・同左	・同左	・同左	